

2012～2015年度に太陽光発電設備のFIT認定を取得された発電事業者さまへ（お知らせ）

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、資源エネルギー庁より、2019年11月5日に公表されました「事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応に係る詳細運用等について」等を踏まえ、系統連系工事着工申込書のご提出について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 本お知らせの対象

- ・2015年度に10kW以上の太陽光発電設備のFIT認定を取得され、2016年7月31日までに当社と接続契約を締結、または同日までに当社から接続の同意を得ており、かつ、後述2のご提出期限までにFIT制度による再生可能エネルギー電気の供給を開始していない発電事業者さま
- ・2012～2014年度に10kW以上の太陽光発電設備のFIT認定を取得され、2016年7月31日までに当社と接続契約を締結、または同日までに当社から接続の同意を得ており、FIT制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始しておらず、かつ、これまでに系統連系工事着工申込書を提出していない発電事業者さま

※当該方針により、調達価格や運転開始期限の取扱いが、系統連系工事着工申込書を当社が受領した日に応じて変わることとなります。詳細については資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」をご確認ください。

URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_mikado.html

2 認定時の調達価格等の適用を希望される場合のご提出期限

当該方針に係るご提出期限は次のとおりです。

2015年度認定の場合

(1) 2MW未満の太陽光発電設備の場合

認定時の調達価格の適用を希望される場合は、2020年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますので、遅くとも 2020年1月31日までに、当社へ系統連系工事着工申込書をご提出ください。

(2) 2MW以上の太陽光発電設備の場合

認定時の調達価格の適用を希望される場合は、2020年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますので、遅くとも 2020年2月28日までに、当社へ系統連系工事着工申込書をご提出ください。

2012年度から2014年度認定の場合

(1) 2MW未満の太陽光発電設備の場合

着工申込みが未受領の場合で、2017年度（着工申込み受領日の2年前）の調達価格の適用を希望される場合は、2020年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますので、遅くとも 2020年1月31日までに、当社へ系統連系工事着工申込書をご提出ください。

(2) 2MW以上の太陽光発電設備の場合

着工申込みが未受領の場合で、2017年度（着工申込み受領日の2年前）の調達価格の適用を希望される場合は、2020年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を不備なく受領することが必要となりますので、遅くとも 2020年2月28日までに、系統連系工事着工申込書をご提出ください。

(3) 条例アセス対象の太陽光発電設備の場合

認定時の調達価格の適用を希望される場合は、2020年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますので、遅くとも 2020年2月28日までに、系統連系工事着工申込書をご提出ください。

※系統連系工事着工申込をご提出いただいた日が、前述の各ご提出期限を超えた場合、各系統連系工事着工申込の受領期限までに不備なく受領することを保証いたしかねますのでご注意ください。

※系統連系工事着工申込書は、発電設備の設置場所ごとに、別紙担当窓口へ郵送にてご提出願います。

3 留意事項

(1) 本お知らせの当社への「提出」とは、郵送により当社に系統連系工事着工申込書が届くこと、また、「受領」とは、当社がその内容に不備がないのを確認したことを指します。2のご提出期限までに系統連系工事着工申込書をご提出いただいたとしても、記入漏れ、書類に不備がある場合および工事費負担金のお支払いが完了していない等の申込要件を満たしていない場合、改めて、系統連系工事着工申込書をご提出いただくこととなりますので、記入例および申込要件をご確認いただき、申込要件を満たした上で、期日に余裕をもってご提出いただくようお願いいたします。

また、改めて系統連系工事着工申込をご提出いただいた日が、2のご提出期限を超えた場合は、認定時の調達価格の適用対象となることが保証されませんので、ご注意ください。

なお、事業承継等で、お客さま（発電事業者さま）の住所・名称等が変更になった場合は、本申込に先立ち、当社および国への変更手続きをお願いいたします。

(2) 系統連系工事着工申込書のご提出後、運転開始前に発電事業計画の変更認定申請を行った場合、改めて系統連系工事着工申込書を弊社へご提出いただく必要がございます。改めて系統連系工事着工申込をご提出いただいた日が、2のご提出期限を超えた場合は、認定時の調達価格の適用対象となることが保証されませんので、ご注意ください。

(3) 系統連系工事着工申込書の受領日は、当社が系統連系工事着工申込書の記入内容を確認した後にお知らせします。

(4) 本お知らせの対象となる太陽光発電設備は、2のご提出期限までに系統連系工事着工申込書を提出しない場合であっても、当社による系統連系工事を希望される際には系統連系工事着工申込書のご提出が必要となります。

(5) 当社は、系統連系工事着工申込書の受領後、改めて系統連系に係る技術検討等を実施いたします。系統連系開始予定日につきましては、技術検討実施後に確定いたしますので、原則として(3)の受領日の連絡とは別に後日お知らせいたします。

- (6) 当社は、系統連系予定日を回答後に当社系統連系工事を開始するため、工事中断の申し出や工事完了後に取下げをされた場合は、工事中断で発生した損害および取下げによる現状復帰に要する費用を発電事業者さまから申し受ける場合があります。
- (7) 当社以外の買取事業者に売電予定の場合、買取事業者を介してご提出いただきますので、発電事業者さまから買取事業者への具体的なご提出期限については、買取事業者にお問い合わせください。
- (8) 本申込に伴い発生した不利益について、当社は一切補償を行いませんので、あらかじめご了承ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

中部電力株式会社

052-973-2194

受付時間：9：00～17：00（土日、祝日を除く）